明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第三十条第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	第三十条第一項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化
（削る）	第三十条第五項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化及び更新
（略）	（略）
第三十二条第四項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	第三十二条第四項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成
第三十三条第一項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	（新設）
（略）	（略）
第三十四条第一項及び第二項（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	（新設）
第三十四条第四項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	第三十四条第二項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成
第三十五条第一項及び第二項（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	（新設）
第三十五条第四項及び第九項（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	第三十五条第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成
第三十五条の二第一項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	（新設）
第三十五条の二第二項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	（新設）
第三十六条第一項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	（新設）
第三十六条第六項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	第三十六条第一項及び第四項（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成
第三十六条の二（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録簿の作成	（新設）
（略）	（略）
第三十七条第六項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	第三十七条第五項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成